

大分市上下水道局建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

最低制限価格制度要綱

〔平成18年4月3日〕
大分市水道局訓令第3号

本市上下水道局が入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。）に係る契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の取扱いについては、大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱（平成18年大分市告示第106号）の規定を準用する。この場合において、大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱中「本市」とあるのは「本市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月3日から施行し、同日以後に告示し、又は通知

する入札について適用する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に告示し、又は通知
する入札について適用する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に告示し、又は通知
する入札について適用する。